

外国人地方参政権付与は大問題である

埼玉県議会議員 鈴木正人

民主党の小沢一郎幹事長は先の訪韓の際、通常国会において政府提案により外国人地方参政権を付与すべきとの見解を示しました。

この外国人地方参政権付与については、法案そのものが憲法違反であり、国家の根幹を根底からひっくり返しかねない大変な問題であります。

日本国憲法第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定されております。また、第93条の第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されております。

さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、明らかに憲法違反であります。

外国人地方参政権付与もやむを得ないと考える人の中には、「在日の人たちの中には戦争中に強制連行され、帰りたくても祖国に帰れない人が大勢いる。『帰化すればいい』という人もいるが無理やり日本に連れてこられた人たちには厳しい言葉である」との歴史認識を持っている方がいますが、いわゆる「強制連行」、戦時動員だった「徴用」によって渡日してきた人は、終戦後占領軍の配慮によってほとんどが母国に帰り、昭和34年の法務省の「在留外国人統計」によれば「徴用」によって日本に残っている在日韓国・朝鮮人は全体のわずか0.9%でしかないというデータがあるのです。

つまり、今日の在日のほとんどは強制連行などの形によって日本に居住をしいられたというのは事実誤認なのであります。

また、税金を払っているのだから参政権を与えるべきだという主張もありますが、納税は理由になりません。

税金は道路、医療、消防、警察などの公共サービスの原資であり、参政権とは関係なく、外国人も日本に住む以上この公共サービスを受けております。

もし、税金によって参政権が与えられるのなら、逆に言えば学生や主婦、老人など、税金を払っていない人からは参政権が剥奪されることになります。

外国人地方参政権位与えても大した影響はないと考える人達もいるようですが、認識が甘いとしか言いようがありません。

私も現地視察をさせていただきましたが、ここ数年韓国人観光客が増え続ける長崎県の対馬市では、平成20年7月に市役所の前の歩道で韓国の退役軍人が「対馬は韓国領土」と主張し、バリカンで頭を丸め一部メンバーが指先を噛み切るなどの活動を行ったのです。私どもが一年後に現地を訪れた時には、地元の神社に飾ってある日本人が願い事を書いた絵馬に、ハングル語で上書きをし、「独島（竹島）はわが領土」「対馬も絶対わが領土」などと多数書かれている実態なども確認をいたしました。

そして、対馬の海上自衛隊の基地の周りの民有地は韓国資本に買収され、いつでも海上自衛隊の行動は監視出来る状況にもなっております。

このような国境の島が存在する中で、外国人地方参政権が付与され、対馬は韓国領だと考えている参政権を持つ外国人の方が大挙押し寄せてしまえばどうなるでしょうか。

対馬は韓国領であると主張する対馬市長が誕生する可能性があるのです。

沖縄の離島や、沖縄県全体ですら危険な状態に陥る可能性も十分あります。なぜなら、中国政府は沖縄県石垣市にある尖閣列島を中国領土であると主張しているのはご承知かと思いますが、現在中国人の一般永住外国人の数は毎年増え続けております。こうした本国に言論の自由や民主主義が無く、選挙権すら無い人達に対して外国である我が国が参政権を付与するのであります。こんなおかしな話はありません。

事実誤認の歴史観や安易なヒューマニズムによって、他国の内政干渉を容易にし、我が国存亡の危機すら迎えかねない外国人地方参政権付与については非常に数多くの問題があり、決して認められるものではないと考えております。